

商店街の空き店舗で事業を開始したい方へ

台東区商店街空き店舗活用支援(事業者支援)事業

区内近隣型商店街内(※1)にある空き店舗を借りて事業を始める
中小企業者等(※2)に対し、開業に必要な改修費の一部を補助します。

募集期間：令和8年4月6日(月)～6月30日(火)

助成件数：最大5件 ※対象者は審査会を実施後決定

最大(補助上限)

改修費

200
万円



この事業は、商店街の一体性を確保し、にぎわいあふれる商店街づくりを目的としています。
商店街の活性化や、地域の貢献につながる事業を始める方に対し、区が支援をいたします。
※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種を除く。

補助限度額	補助率	補助対象経費	補助回数
最大200万円まで	対象経費(改修賃)の 1/2	開店に必要な 改修工事	1回

■ 補助条件

- ① 区内の近隣型商店街の区域内にある空き店舗であること。
- ② 空き店舗として、概ね3か月以上経過した物件であること。(所有者が改修費申請をした場合を除く)
- ③ 空き店舗の所有者又は管理者が3親等内の親族でないこと。
- ④ 令和8年4月1日以降に工事開始した物件であること。
- ⑤ 申請時に商工相談員による商工相談による経営診断を受けること。
- ⑥ 申請年度の2月末までに工事を終え、事業報告書を提出すること。
- ⑦ 出店後は、商店街等に参加し、活性化に向けて協力していくこと。

※その他、詳細はホームページでご確認ください

【問合せ先】

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 商店街担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 / ☎03(5246)1142 / FAX 03(5246)1139

詳細は二次元コードから
HPをご覧ください→



※1 近隣型商店街→主に地元の方が徒歩や自転車などにより日用品の買い物を行う商店街(詳しくはホームページをご覧ください)

※2 中小企業者等→工事完了後から3か月以内に事業を開始する具体的な計画を有する方で、以下の①②に該当する方

①中小企業基本法第2条に定める中小企業者 ②特定非営利活動促進法第2条第2項に定めるNPO法人等

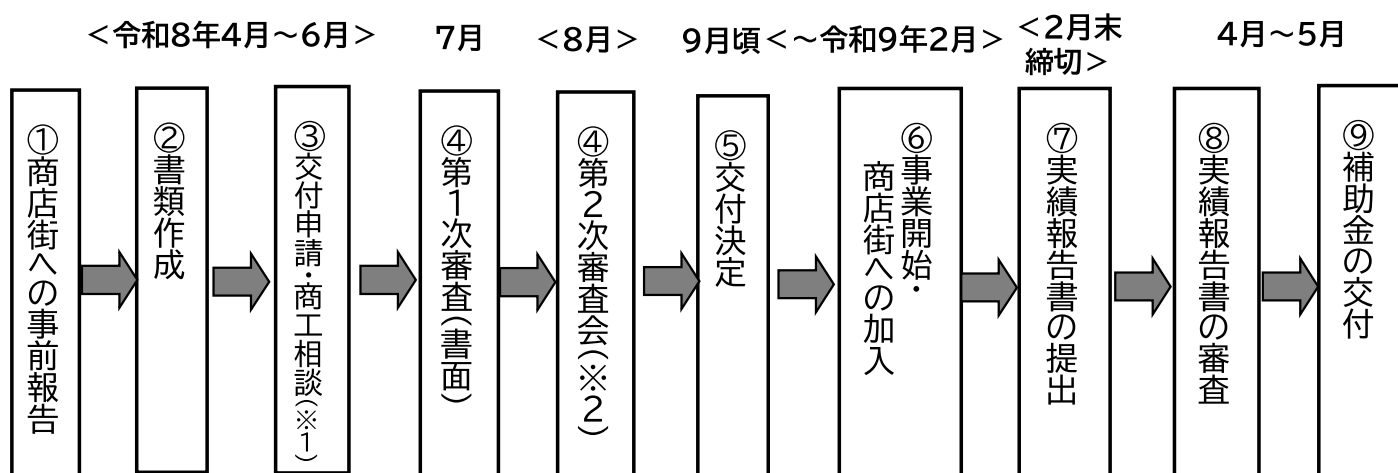
■ 提出書類(申請時)

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 収支計画を記した書類
- ⑤ 出店計画書及び出店確認書
- ⑥ 最新の決算報告書
- ⑦ 最新の納税証明書又は領収書の写し
- ⑧ 本事業における事務経費に係る消費税の取扱いを記した書類
- ⑨ 履歴事項全部証明書又は開業届出書の写し
- ⑩ 開業店舗の位置図
- ⑪ 賃貸借契約書の写し
- ⑫ 見積書の写し
- ⑬ 図面の写し
- ⑭ 計画書及び承諾書

①～⑤、⑧、⑭の書式につきましては、区のホームページからダウンロードするか、区にご請求ください。

※④出店計画書及び出店確認書について
申請にあたっては、空き店舗のある区域の商店街・商店街振興組合の会長等に「④出店計画書及び出店確認書」により事前に報告してください。商店街・会長等の連絡先については、産業振興課商店街担当までお問い合わせください。
※個人事業者の場合には、⑤は、確定申告書の写し、⑥は、住民税の納税証明書(最新のもの)をご提出ください。
※添付書類等に不備がある場合には、追加書類の提出を求められることがあります。また、提出期限までに書類がそろわないと申請受付できません。

■ 申請から交付までの流れ



(※3) 店舗の工事契約(令和8年4月1日～申請日まで)

※1 商工相談員による事業計画の事前確認を行います。下記までご連絡のうえ、ご相談日の調整を行います。

商工相談 時間:午前10時から午後4時まで(1時間) 場所:台東区小島2-9-18(台東区中小企業振興センター内)
事前予約制:6月までに相談を受けていただく必要があるためお早目にお申込みください。

※2 申請期間終了後、審査会を実施します。
事業者の方には10分程度でプレゼンテーションを行っていただきます。

■ 申請にあたっての留意点

- 申請は、必ず事前に電話で予約のうえ、産業振興課までご持参ください。(郵送での受付は行っていません。)
- なお、申請時には、申請事業の内容について、詳しくお聞きしますので、説明のできる方がお越しくください。
- 申請後、店舗立地など事業計画の変更はできません。資金繰りや事業計画等をよくご検討の上、お申込みください。
- 工事の契約は、令和8年4月1日から申請日までに契約してください。
- 申請年度の4月1日以降であれば、申請前に工事の着工をしても問題ありません。
- 補助金の交付は上記の⑧実績報告書の審査後(令和9年4月～5月)になります。
1か月程度の時間を要するので、余裕を持って書類をご提出ください。